

この商品は生命保険です。預金とは異なりまた、元本割れのおそれがあります。

この商品は生命保険です。預金とは異なり、●所定の費用・手数料がかかります。 ● 為替リスクがあります。

● 為替相場の変動、解約時の市場環境などの変化により、損失が生じるおそれがあります。

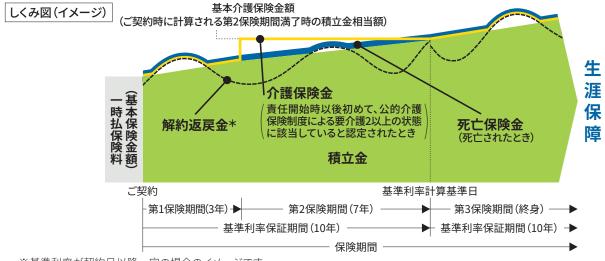
一時払終身保険 ウェルスデザイン

利率変動型一時払終身保険(米ドル建介護保障型)

| | この商品が満たす主な保障分野 | | | | | | | |
|----------------------|----------------|-------|----|----|-------------------------------|------|------|--|
| メットライフ生命 ウェルスデザイン | 死亡 | 病気・ケガ | ガン | 介護 | 教育・老後資金準備 役員・従業員の 退職金準備 | 資産運用 | 貯蓄部分 | |
| | 0 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | |

1 商品の特徴としくみ

- 生涯にわたり、死亡・介護の保障を準備できる米ドル建の一時払いタイプの商品です。
- 保険料の払い込みや保険金の受け取りなどは、すべて米ドルで行います。特約を付加することで、これらを円で行うこともできます。
- 基準利率は10年ごとに更改されます。基準利率は年0.01%が最低保証されます。



※基準利率が契約日以降一定の場合のイメージです。

*積立金に対して市場価格調整と解約控除(契約日から10年未満)を行うため変動します。

| 付加できる主な特約 | | | |
|------------------------|---------------------|----------|--|
| □ 保険料円入金特約 □ 外貨入金特約 | □ 円支払特約 □ 年金支払特約 | □ 年金移行特約 | |

※ご契約時の年齢などにより、付加できない場合があります。

2 主なお取り扱いについて(主契約)

※お取り扱いの範囲などは、契約内容により異なります。

| 契約年齢範囲 | 被保険者:満40歳~満85歳 契約者:0歳~満100歳 | 保険期間 | 終身 |
|----------|--|-------|--------|
| 運用通貨 | 米ドル | 解約返戻金 | あります。 |
| 最低一時払保険料 | 3万米ドル ※保険料円入金特約(円ぴったり入金)を付加する場合は300万円、 外貨入金特約を付加する場合は3万豪ドル | 契約者配当 | ありません。 |

3 主な保障内容(主契約)

| 名称 | 支払事由 | 支払金額 | | | |
|-------|--|--|--|--|--|
| 死亡保険金 | 死亡されたとき | 死亡日における次のいずれか大きい金額 ①積立金相当額 ②解約返戻金相当額 | | | |
| 介護保険金 | 責任開始時以後初めて、公的介護 保険制度による要介護2以上の状態 に該当していると認定されたとき | 支払事由に該当した日における次のいずれか大きい金額 第1・第3保険期間中 ①積立金相当額 ②解約返戻金相当額 第2保険期間中 ①基本介護保険金額②積立金相当額③解約返戻金相当額 | | | |

※死亡保険金をお支払いする前に介護保険金が支払われたときは、死亡保険金はお支払いできません。 ※死亡保険金が支払われたときは、その支払後に介護保険金の請求を受けても、介護保険金はお支払いできません。 ※この保険に高度障害保険金はありません。

4 その他の事項

■ 基準利率について

● 基準利率は、積立金(将来の保険金をお支払いするために、保険料の中から積み立てる部分)に付利されます。

■ 介護保険金の代理請求について(介護保険金の指定代理請求に関する特則を付加した場合)

契約者が被保険者の同意を得て、当社所定の範囲内で指定代理請求人を指定することができます。介護保険金受取人である被保険者ご自身による 意思表示が困難であるなど、特別な事情があると当社が認めたときに、被保険者に代わり指定代理請求人が介護保険金の請求を行うことができます。

■ 諸費用についてご確認ください この保険では、下記の費用をご負担いただきます。

保険関係費用について

保険関係費用とは以下の費用をいい、それぞれ下記の方法で差し引くことによりご負担いただきます。

| | | 項目 | 費用 | 時期•控除方法 |
|------|------|----------------------------------|-------|---|
| 保険関係 | 保険関係 | 死亡保障・介護保障および保険契約の 締結・維持にかかる費用 | 1.06% | 基準利率を決定する際に、所定の期間における指標金利の平均値に1.0%を 増減させた範囲内で当社が定めた利率から差し引きます。 |
| | 費用 | 第2保険期間における介護保障にかかる 費用 | (*) | 第2保険期間中、積立金から毎月差し引きます。 |

*「第2保険期間における介護保障にかかる費用」は、基準利率・契約年齢・性別などによって異なるため、一律には記載できません。

外貨建保険のお取り扱いの際にかかる為替手数料について 通貨交換時に生じる手数料をご負担いただきます。

(銀行などの金融機関で通貨交換をされる場合)

・外貨建の保険料を円または他の外貨から交換して用意される際には、為替手数料が必要になります。また、外貨建の保険金などを円に交換して受け取る際にも為替手数料が必要になります(詳しくは取扱金融機関にご確認ください)。

(銀行などの金融機関で外貨のお払い込み・お受け取りをされる場合)

・保険料を外貨で払い込む際には、送金手数料・引出手数料などをご負担いただく場合があります。また、保険金などを外貨で受け取る際にも手数料をご負担いただく場合があります(詳しくは取扱金融機関にご確認ください)。

(通貨交換に関する特約を利用される場合)

・「保険料円入金特約」「外貨入金特約」「円支払特約」のレートには為替 手数料が含まれており、特約適用時のご負担となります。特約適用時 のレートは、三菱UFJ銀行が公示する外貨交換レート(TTS)と円交換 レート(TTB)の中間の値(TTM)を基準として計算されたレートです。

| 保険料円入金特約のレート | TTM+50銭 |
|--------------|-------------------------------------|
| 外貨入金特約のレート | (豪ドルのTTM−25銭) ÷ (米ドルのTTM+25銭) |
| 円支払特約のレート | TTM-50銭 |

- ※1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。
- ※ 上記のレートは2022年4月現在のものであり、将来変更されることがあります。

●年金を管理するための費用について

年金移行特約・年金支払特約を付加し、死亡保険金などを年金で受け取られる場合、毎年の年金受取時に年金を管理するための費用(年金額の1.00%)が差し引かれます(費用の割合は、将来変更されることがあります)。

● 解約控除について

解約控除とは、解約時・減額時にご負担いただく費用です。契約日から10年未満の解約時・減額時に、積立金から、経過年数に応じて当該積立金に 対して最大で10.0%に相当する金額が差し引かれます(契約日から10年経過後は解約控除は行いません)。

■解約控除率

| 経過年数 | 1年未満 | 1年以上 2年未満 | 2年以上 3年未満 | 3年以上 4年未満 | 4 年以上 5 年未満 | 5年以上 6年未満 | 6年以上 7年未満 | 7年以上 8年未満 | 8年以上 9年未満 | 9 年以上 10年未満 | 10 年以上 |
|--------|-------|--------------|--------------|--------------|----------------|--------------|--------------|--------------|--------------|----------------|--------|
| 解約 控除率 | 10.0% | 9.0% | 8.0% | 7.0% | 6.0% | 5.0% | 4.0% | 3.0% | 2.0% | 1.0% | 0.0% |

■ **リスクについてご確認ください** この保険にはお客さまにご注意いただきたいリスクがあります。

- 外貨建保険には、為替相場の変動によるリスクがあります
 - ・この保険の保険金額および解約返戻金額は、為替相場の変動により、受取時の為替相場で円に換算した金額が、契約時の為替相場で円に 換算した金額を下回ることがあります。また、保険金などの受取時の円換算額が、一時払保険料の払込時の円換算額を下回り、損失が生じる おそれがあります。
- ●解約返戻金額が一時払保険料を下回る場合があります。
 - ・解約時および減額時に、運用資産(債券など)の時価を解約返戻金額に反映させる「市場価格調整」を行うため、市場金利などの変動により解約返戻金額が増減します。
 - ※一般的に、債券の価値は、市場金利が高くなると下がり、市場金利が低くなると上がる性質があります。
 - ・契約日から10年未満で解約・減額をされる際には「解約控除」がかかります。
 - その結果、解約時および減額時の解約返戻金額が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。市場価格調整および解約控除について 詳しくはご契約のしおり・約款をご覧ください。

お申し込みにあたっては、「ご契約に際しての重要事項(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

詳しくは、当商品の取扱資格を持った当社コンサルタント社員または募集代理店までご相談ください。

■お問い合わせ先/担当者

■引受保険会社



メットライフ生命保険株式会社 〒102-8525 東京都千代田区紀尾井町1-3 www.metlife.co.jp